

憲法記念日の言説分析 (2013)

A Discourse Analysis of the Constitution Memorial Day (2013)

高木智章¹

Tomoaki TAKAGI

¹慶應義塾大学大学院法学研究科、Graduate School of Law and Politics, Keio University

要旨…本研究は戦後日本政治において常に政治的な争点であり続けてきた憲法問題について、新聞メディアはどのようにそれを論じてきたのかを、憲法が施行された1947年から現代までの憲法記念日における社説の分析を通じて、明らかにする。現在では、「改憲」の立場を取っている読売新聞、「護憲」の立場を取っている朝日新聞の2紙の論調を比較し、分析する。さらには論壇誌等の、新聞メディア以外において展開されてきた憲法の言論を同時に見て比較することを通じて、戦後日本政治における新聞メディアの憲法に関する言論の特性を明らかにした。

キーワード 憲法記念日 新聞メディア 言説分析

1. 研究の目的

周知の通り、憲法とその平和主義をめぐる論争は、戦後日本政治において、政治的に重大な争点であり続けてきた。2000年代以降においても、2003年のイラク戦争における自衛隊の派遣論議や、2012年に誕生した安倍政権による96条改正の問題、さらには集団的自衛権を容認する解釈改憲の提言など、憲法をめぐる論争はしばしば政治的な争点となっている。

本研究では新聞メディア、特に朝日新聞(以下「朝日」)と読売新聞(以下「読売」)における憲法論議の言論を分析する。一般的に、朝日は「護憲派」、読売は「改憲派」として位置づけられ、例えば、著作『朝日 VS 読売—社説対決50年』(読売新聞論説委員会編 2001)に見られるように、両紙の論調は対立するものとして認識されることが多い。しかし、本研究では、憲法記念日における両紙の憲法に関する言論を、1947年から現代に至るまで、それを通史的に見ることによって、そのような見方とは異なった観点を提示する目的がある。後に見るように、両紙の憲法に関する言論は、ある時期には、極めて類似した傾向を有することもあったのである。さらには、新聞メディア以外、特に論壇誌や政治政党による憲法の言論を併せて見ていくことで、両紙の憲法をめぐる言論は、言論空間全体の中で見れば、一定の幅を持ちつつも、社会に広く受け入れられるような見解を反映するという「共通性」があったという事実も、同時に提示しようとするものである。

さて、本研究でその言論を分析する憲法記念日は、戦後の憲法問題を理解する上で重要な日である。この日には基本的に毎年、社説において憲法についての言論が掲載され、これを見ることで憲法に対していかなる価値づけを新聞メディアが行っているのかを把握することが可能である。J. W. ケアリは、コミュニケーションのritual(儀礼的)な側面を「共有化された信念の表象(representation)に注意をむける」(Carey 1989: 18)のものであると規定するが、ジャーナリズム、新聞メディアにとって憲法記念日は、まさに憲法に関する共有化された、又は(メディアが)共有化を企図する諸価値に注意を向けるよう呼びかけの日である。その日の言論を通史的に見ることで、憲法に関する言論の有り様とその変容、それがもたらされた要因を究明することも、本研究の目的とするところである。

2. 分析対象

分析対象は、朝日と読売の憲法記念日における社説である。この2紙を選んだ理由は、現在において、朝日が「護憲」、読売が

「改憲」の立場を、新聞メディア上において代表していると理解され、また両紙は一般的に「現実主義・理想主義」、「保守主義・リベラル主義」といった論調の対立軸を形成するメディアとして認識されているからである。また記事の中でも社説を分析する理由は、憲法を論じるにあたって重要となる「(政治的)意思」が、他の新聞記事と比べ、社説においては、最も明瞭に把握できるところであると考えたからである。

分析期間は、1947年から2013年現在までの、各憲法記念日である。社説の記事は、データベース「聞蔵Ⅱ」と「ヨミダス歴史館」、各紙の縮刷版を使用し収集した。

3. 分析方法

分析方法は、言説分析を採用した。言説分析は、フェアクローが指摘するように、「言語を、ディスコースとして、また社会的実践として観察する際には、我々はテキスト分析だけに専念するのではなくて、……場面的コンテキストという直接的条件と、制度的、社会構造というより遠く離れた条件の両方の関係の分析に専念する」(フェアクロー 2001=2008: 28)ものであり、本研究における事例分析でも、社説のテキスト内容もさることながら、そういったテキストが生み出された社会的条件・背景に注意を払いながら、分析を進めた。実際に、憲法記念日における社説の論調は後に見るように、国内・国外の政治的情勢、つまり「場面的コンテキスト」に強く影響を受けながら展開されており、護憲・改憲論のテキスト生産にも影響を与えるものであった。特に、読売は、憲法に関する言論の変化が、通史的に見れば、何回か生じているが、そのような変容が生じた社会的背景、その要因を突き止めることも、言説分析を本研究の手法として採用するにあたって、留意した。

4. 分析結果

朝日、読売の憲法記念日における社説の論調の傾向を分析した結果、次のような時代的区分を設けることが適当であると考えた。

1. 1947年～1949年—(両紙とも)憲法の好意的受け入れと課題としての「血肉化」に対する主張
2. 1950年代—「逆コース」をめぐる読売の憲法観の「ゆらぎ」、朝日の護憲的抵抗
3. 1960年代～1980年代—(両紙とも)憲法理念の実質化に対する希求、様々な論点の提示
4. 1990年代以降—国際貢献論の高まりと読売の「改憲」提言、朝日の「護憲」に基づく「非軍事的」国際貢献論

あらかじめ両紙の論調に関する分析結果を提示すると、2と4の時期には、読売が「改憲」を提言する一方で、朝日は「護憲」の立場を取り、両紙の論調に差異が生じていたが、1と3の時期には両紙とも憲法の擁護をしていた。つまり、時系列で見ると、朝日は一貫して護憲の立場を維持しているのに対して、読売は「護憲→改憲→護憲→改憲」という形で、憲法の論調を変化させていたのである。以下では、上に設けた時代区分に従って、両紙の社説の内容、さらには論調の差異が生じた要因の分析をしていくことにする。

また新聞メディア以外で展開された言論との比較も同時に進めていく。これも予め結論を先に示せば、新聞メディアの言論は、論壇誌や政治政党から提示される言論に比べた場合には、極めて「現実主義」的であり、さらに言えば、国民全体の主流意見としての「世論」の動向から逸脱するような言論を提示することは、ほとんどなかったという点が明らかになった。以下において、それを詳細に見ていく。

4-1. 1947年～1949年の憲法記念日の社説—憲法の好意的受け入れと課題としての「血肉化」

この時期の憲法記念日における両紙の論調は、「憲法の崇高な理念を受け入れ賞賛しつつ、その理念を具体化させるために、国民に不断の努力を要請する」という傾向を持っていた。憲法施行日である1947年5月3日の朝日、読売の社説では、新憲法が日本の新たな門出にふさわしい内容であり、世界史のうちにその成果を獲得したと言及される。朝日は新憲法施行を「民主主義革命」と名付け、読売も憲法の平和主義を「積極的な世界理念の先駆」とであると称揚していた。

一方で、新憲法が無血裡に制定されたこと、それゆえその理念を国民が十分に消化しつくしていないことがこの時期には課題として提示され、憲法施行の翌年以降の社説では、新憲法に対する手放しの賞賛は後退し、その「血肉化」が課題とされる。朝日の1948年5月3日の社説「日常のたゆみなき精進」では、憲法の戦争放棄規定に対して、「それは最早、単なる観念ではなくして、血と肉を持った実感としてわれわれに迫って」いるものだと主張され、その宣言を貫くための国民の努力を呼びかけている。読売も1949年5月3日の社説「肉づけない新憲法」で、「現在の憲法は法規としてそれが如何に立派でも……われわれの血とするためには政治が文化によって肉づけされなくてはならない」と主張し、両紙ともに「血」と「肉」というキーワードを用い、日本国民が憲法理念を自らのものとする必要性を説いていた。

4-2. 1950年代の憲法記念日の社説―「逆コース」をめぐる読売の憲法観の「ゆらぎ」、朝日の護憲的抵抗

1950年代における憲法記念日の言論を見て、特に興味深いのは、読売の論調が「憲法の性急な再検討(52年社説)→改憲の提言(55年社説)→性急な改憲よりも憲法精神の尊重(56年以降)」と変化している点である。一方、朝日は護憲の姿勢を貫き、こうして両紙の憲法に対する論調に差異が生じたのである。

読売がこのように論調を変化させた要因として真っ先にあげることができるのが「逆コース」という社会的背景である。「逆コース」の影響が、新聞メディアにおける憲法の言論に見られる契機は、1950年5月3日の憲法記念日であった。この年の憲法記念日にあてて発表されたマッカーサーの声明は、占領初期の政策で好意的に扱われてきた共産党に対する非合法化を示唆するものであった。この日の新聞メディアの社説を見ると、読売はマッカーサー声明に同調しつつ、共産党は自由の濫用を行う「憲法に対する反逆者」だと規定していた。一方で、朝日はあくまで自由主義・平和主義を推奨する立場を堅持し、国際情勢の変化に伴う世界平和の危機においても憲法の平和主義を取り下げる事無く、憲法理念を国民が自主的に徹底することを呼びかけた。同年6月25日に朝鮮戦争が勃発すると、読売は国際共産勢力による世界革命に対する危機感をいっそう強め(50年6月27日社説)、そのような危機意識は憲法に対する論調に大きな影響を及ぼすこととなる。

1950年の憲法記念日における両紙の論調の差異は、50年代前半の講和独立・再軍備を契機に生じた改憲問題に対する見解に、そのまま引き継がれることとなった。読売は52年4月28日の講和条約発効に伴う主権回復を見て、同年の5月3日には「憲法の再検討を急げ」というタイトルの社説を掲載し、共産主義に対する脅威を強調したうえで、主権国家として自衛力を持つ必要性を主張し、憲法の見直しを急ぐように提言した。さらに、1955年5月3日の社説「憲法記念日に際して」では、前年における自衛隊発足と憲法規定の矛盾を意識して、「無理な解釈で押し通すより、むしろ第九条二項を改正して、自衛隊の性格をハッキリさせ、軍隊のあり方を憲法上明白しておくべきものであろう」と、法的整合性の観点から明確に「改憲」の提言をしている。一方で朝日は、1954年の憲法記念日の社説にみられるように「われわれは、今日の情勢下においても、憲法改正、再軍備の方向に突進することを非とするものである」と護憲の方針を明確にし、憲法改正よりも憲法理念の実質化に向けた努力の必要性を唱えている。

しかし、55年に改憲の提言をした読売も、50年代後半には朝日と同様に憲法の精神を守ることの方に主張の力点を置きはじめる(例えば、1957年5月3日社説「現行憲法の精神は強く守れ」)。その要因としては、当時の保守政党が提示した改憲案が、9条の問題のみならず、「天皇の元首化」「家族制度の復活」等、反動的な内容のものであった事実があげられる(渡辺治:1987)。そうして読売は、50年代後半は、憲法を改正する事があっても、憲法の掲げる根本精神を否定するような改憲には反対する立場を取ったのである。

また、読売が50年代前半に憲法改正の主張を展開した要因として、当時の世論の動向にも言及する必要があると思われる。読売は52年4月16日に自社で行った憲法改正についての世論調査を掲載しており、そこで「改正賛成42%、反対17%」という結果を得たと報じている。この年の憲法記念日の社説から、読売は憲法改正にむけた提言を強めていくのであるが、『図説 戦後世論史』(NHK放送世論調査所編1982)によれば、50年代前半、特に自衛隊発足以前は、9条改正賛成が反対を上回る傾向にあったという。また、50年代後半は改正反対が賛成を上回るようになったとされ、読売の改正慎重化の流れと軌を一にしている。こうした事実からは、「逆コース」における国際情勢の緊張化のみならず、世論の動向が、読売の憲法に関する論調の変化に関わっていることが考えられるだろう。

さて、このように、主権回復・再軍備を契機とした「逆コース」の時期には、両紙の憲法に対する論調に異なる部分が見られたが、当時の保守政党が改憲の根拠とした「押し付け憲法論」に対しては、両紙とも改憲の目的として不適合であることを社説で説き、反対する立場を取っていた。さらに、講和問題の時期に、雑誌『世界』を中心とする論壇誌上において、知識人を中心とした平和問題談話会(1950)などの革新陣営が護憲のもとで唱えた「非武装中立」論に関しては、読売は前述した共産主義に対する脅威を理由にそれを批判する一方で、朝日は講和問題の項にはその立場を採用したものの、50年代半ばになると、自衛権を事実上容認し、再軍備の行き過ぎの回避を「護憲」を通じて提言するに至る。

4-3. 1960年代～1980年代の憲法記念日の社説―憲法理念の実質化に対する希求、様々な論点の提示

この時期の憲法記念日における社説の論調は、朝日、読売ともに、憲法の精神と理念を守り、社会のなかで実質化する必要があることを繰り返し説いているのが特徴である。両紙がそのような論調を取った要因として考えられるのは、50年代における朝鮮戦争のような国際情勢の緊張がこの時期には弛緩したこと、さらに国内でも安保闘争の終結を機に誕生した池田内閣が事実上、改憲を棚上げし、その流れがその後の政権に引き継がれていったことなどが挙げられようが、もう一点重要なのが、この時期の世論の動向である。60年代以降の世論調査を見ると、国民は、自衛隊の存在を必要と捉えつつも、憲法9条の改正

には反対するという傾向を持っていたのであるが(NHK 世論調査所編：1982)、憲法に対するこうした世論の動向に対して、朝日、読売の両紙は、それに賛成する立場を取っていたのである。読売は、自衛隊と憲法9条を併存させる傾向を、「理想は高くかかげながらも、同時に現実への対応策も用意するという大衆の叡智」(1968年5月3日社説「根をおろした平和憲法」)と捉え、朝日は1966年5月3日の社説で「一面において自衛措置を講じつつ、他面において、全面軍縮から完全な軍備撤廃に至る平和憲法の理想をあくまで追求する努力を続けていくほかに、日本の生きる道はあるまい」とし、現実路線と平和憲法を共存させる立場を取っている。また憲法の精神から、政権の軍備増強の政策には反対を主張している点も、両紙に共通するところであった。

上述したように、この時期は、日本を取り巻く国際情勢が強い緊張を強いるものではなかったこともあって、両紙の憲法記念日の社説は、軍事力と平和に関する主張のみならず、憲法をめぐる他の様々な論点が提示されている。「知る権利」(72年5月3日朝日社説)、公害の問題、福祉国家と「公共の福祉」(73年5月3日朝日社説、73年5月3日読売社説)、男女雇用機会均等(75年5月3日読売社説)、地方自治(81年5月3日読売社説)等が、憲法をめぐる争点として社説において展開されていた。それらの問題が取り上げられた社説の論調は、個々の問題に対する統治権力の政策が、憲法に規定された精神・理念に照らしあわせて、不徹底であると批判する傾向を有していたのであった。

さて、この時期における新聞メディア以外の言論に目を移すと、80年代において、保守論壇誌上で清水幾太郎(1980)や江藤淳(1980)等の知識人が、憲法論議のタブーを打ち破り、伝統的な「押し付け憲法論」に依拠した改憲の提言を、日本の自立を主張する形で展開したものがみられた。そこで提示された、日本が改憲と軍備増強(清水幾太郎(1980)にいたっては、「核保有」の選択を提示)を通じて「普通の国」になるべきであるという論点、さらに日本の「経済大国」としての立場を踏まえた上での日本のあり様を論じる点は、90年代以降の新聞メディアにおける憲法の言論にも、一部引き継がれていくことになる。また、「非武装中立」論に関しては、主に社会党がその立場を維持し続け(原 2000)、1980年には石橋正嗣(1980)が『非武装平和論』を出版し、その理論的な補強をしている。

4-4. 1990年代以降の憲法記念日の社説—読売の国際貢献論と「改憲」提言、朝日の「非軍事的」国際貢献論と「護憲」姿勢

この時期の新聞メディアの憲法に関する言論は、読売が「改憲」の立場を取り、朝日は「護憲」を維持し、再び両紙の論調に差異が見られることとなった。

その要因は、何よりも冷戦体制の終結と湾岸戦争の勃発という国際情勢の変化が挙げられよう。湾岸戦争の一連の出来事は、国際平和に対する日本のスタンスを明確にすることを、特に実際に政治政策に従事する統治権力者に対して、否応なく迫り、日本を取り巻く国際情勢に緊張が生じたのであった。湾岸戦争が終結して初めての憲法記念日である91年5月3日の社説で、読売は、湾岸戦争の顛末を踏まえ、一国平和主義に対する批判と、「ヒトの貢献」を通じた積極的平和主義の提唱を行った。憲法に対しては、日本が国際貢献を進めるために改憲論議のタブーを排し、その活発化を図る必要性があることを強く主張した。一方で、朝日は同年の憲法記念日の社説で、国際貢献をあくまで非軍事的なものに限定するように提唱し、憲法の平和理念を活かした形の国際貢献を推奨したのであった。

読売は湾岸戦争を契機に、憲法に対する「提言報道」を行い始める。湾岸戦争以降、憲法の見直しの必要性を繰り返し主張していた読売は、94年11月3日に「憲法改正試案」を、2000年、2004年の憲法記念日には第二次、第三次憲法改正試案を発表し、新聞メディアにおける改憲論議を活発化させた。また、ここで読売が「改憲」を提言した背景には、憲法改正に対する国民世論の支持の高まりがあったとも考えられる。湾岸戦争の頃にはまだそれほど支持がなかった憲法改正も、読売による93年3月の世論調査においては(調査結果は、1993年4月3日に掲載)、改正賛成が50.4%で、反対の30%を上回るようになったのである。また、読売は集団的自衛権の憲法解釈に対する見直しも繰り返し主張し、北朝鮮の核保有問題を契機とする東アジアの安全保障に緊張が高まると、日米同盟の尊重の立場からその傾向を強めた。

一方、朝日は湾岸戦争以降、非戦・非暴力を掲げた9条の平和理念を世界に発信することを提唱し、95年5月3日には「国際協力と憲法 「非軍事」こそ共生の道」という題名の社説を掲載して、改憲は「益よりも害が多い」と言及しながら、正規の軍隊ではない「平和支援隊」によるPKOの非軍事的協力、自衛隊を専守防衛の国土防衛的な組織に改造し軍縮を進める、などの「提言」を行っている。しかし、PKOに関しては2002年9月17日の社説「自衛隊に専門の部隊を PKO 10年」で、容認に転じ、2007年の憲法記念日における社説「提言 日本の新戦略 憲法60年」では、憲法9条は維持しながら、安全保障における日米同盟の維持、自衛隊の存在を準憲法的な「平和安全保障基本法」によって明確に位置づける等の提言している。

この時期の論壇誌においては、湾岸戦争の頃に『中央公論』に掲載された論考が、読売と同様の立場から自衛隊派遣を通じた国際貢献を積極的に推奨しており、『世界』に掲載された論考は、朝日と同様の立場から非武力の貢献を主張して自衛隊の

派遣に反対をした。さらに、その正当性が強く疑われたイラク戦争における自衛隊の派遣論議においては、保守論壇の中でも「対米従属」を問題視する立場から自衛隊派遣に反対する者が表れ、西部邁(2003)は日本の自主独立を希求する観点から核武装論議の提唱を行うまでに至っている。『世界』は朝日と同様にイラク戦争の正当性の疑義を理由に戦争の支持反対と自衛隊派遣に反対する論考を掲載したが、朝日の反対論は米国との同盟関係は重要であるとの認識を表明するなかでのものではなかった(2003年3月22日社説)、『世界』に掲載された論考においては、同盟関係を重視しながら自衛隊派遣の反対論を主張するようなものは見られなかった。

5. 分析による知見と考察

以上の分析結果からは、以下の2点が明らかになった。

1つ目が、読売・朝日の憲法に関する言論は、それを通史的にみれば、決して対立的な時期ばかりではなかった点である。これは読売が憲法に関する言論を時代状況に合わせて変化させていたためである。また、読売が「改憲」を提言する際には、「国際情勢の緊張化」と「憲法改正に対する世論の支持」が条件として存在しているように考えられる。特に後者の「世論の動向」は、新聞メディアが論調を変化させる際には重要な点であると考えられ、それは新聞メディアが言論空間における「主流」的な見解を反映するように期待されるからであろう。朝日においてもその傾向は強く、例えば自衛隊やPKOの問題を見ても分かるように、その論調に合致しない政策に対して初めは慎重論を唱えたり抵抗したりするが、それが既成事実化し、また世論によって支持されるに至ると、立場を変化させる傾向を有している。新聞メディアにおける憲法の言論の変化には、外部環境の変化という外的要因と、新聞メディアそのものが持つ内的要因、その2つが関わっていると考えられる。

そして、それに関連して、分析で明らかになった2つ目の点は、言論空間全体を見た時の新聞メディアの特性である。分析で見たように、戦後日本政治における改憲・護憲論議の中で、保守勢力の一部が唱えてきた「押し付け憲法論」、革新勢力の一部が唱えてきた「非武装中立」論に対しては、朝日、読売ともにその方向性を否定する立場を取っていたことが興味深い点としてあげられる。朝日・読売は、政治的主張の方向性に差異が見られものの、根本的には憲法問題に対して、上記のような幾分「ラディカル」な見解を取ることにに対しては、回避していたのであった。

新聞メディアが、論壇誌や政治政党の憲法に関する言論と比較した際に、より「現実的」、それゆえ比較的「中道」な立場を取った要因として考えられるのは、彼らが戦後日本政治の置かれた現実的状况(敗戦国という事実、占領そして冷戦構造の元で独立することを通じて、日米同盟を受け容れ追認してきた事実等)を考慮したうえで言論を展開しているからであるといえるだろう。主に、新聞メディア以外で提示されてきた、憲法9条の平和主義を徹底した立場の「非武装中立」論や、それとは反対に日本の「自主独立」を徹底的に追求するがゆえの「押し付け憲法」論に基づく改憲の提言、さらには核武装論議の提唱は、それぞれの主張の前提を、仮にいったん受け容れてみれば、その論理展開に「徹底」したもの(無論、それゆえのラディカルさ)があるようにも見える。しかし、新聞メディアが、それ以外のメディアと比べた際に、日本の政治的言論に対する「社会的責任」という問題に対して、より真摯に向き合う必要性が期待されるものであるならば、国内・国外の政治的状况によって突きつけられる「現実」の前提を掘り崩す形の言論は、それを提示することを憚るよう要求されるだろう。そして、実際にそのような一定の枠の中で、新聞メディアの憲法に関する言論は展開されたのであり、読売が「改憲」を提言する時は、政治政策と憲法規定との矛盾を是正する必要性が認識された時であって、翻って、朝日の「護憲」の提言は、改憲を含め、憲法の理念に反する反動的な諸政策が遂行される懸念の観点からなされたものであったのである。以上のように、新聞メディアにおいて、毎年、「儀礼的」に行われる憲法記念日の言論を見ることによって、新聞メディアが憲法をどのように意味づけ、価値づけてきたのかが、本研究で明らかになった。そこにおいて新聞メディアは、憲法に関するラディカルな言論は除けて、社会の「主流」的な言論を反映させることで、現状の根本的な変革よりも、それを維持させることに寄与してきたといえよう。新聞メディアにおいて、このような言説が編成され正当化される論理はいかなるものであったのかという点に関する、より詳細な分析が、今後の研究の課題である。

参考文献

- 石橋正嗣(1980)『非武装中立論』日本社会党機関紙局
江藤卓(1980)「千九百四十六年憲法 その拘束」『諸君!』1980年8月号
NHK放送世論調査所編(1982)『図式 戦後世論史 第二版』日本放送出版協会

- 清水幾太郎（1980）「核の選択 今こそ国家たれ」『諸君！』1980年7月号
西部邁（2003）「核武装論が自主防衛への道を切り拓く」『正論』2003年9月号
原彬久（2000）『戦後史のなかの日本社会党』中央公論新社
フェアクロー、N.（2001=2008）貫井孝典監修『言語とパワー』大阪教育図書
平和問題談話会（1950）「三たび平和について」『世界』1950年12月号
読売新聞論説委員会編（2001）『読売 vs 朝日 社説対決50年』中央公論新社
渡辺治（1987）『日本国憲法「改正」史』日本評論社
Carey, J.（1989）*Communication as Culture*, Unwin Hyman Inc.